

委員会提出議案第6号

1 8歳年度末までの医療費無料制度創設を求める意見書

地方自治法第109条第6項の規定に基づき、上記の議案を別紙のとおり提出します。

令和5年12月21日

岩倉市議會議長 関戸郁文様

提出者 厚生・文教常任委員会

委員長 井上真砂美

1 8歳年度末までの医療費無料制度創設を求める意見書

未来を担う子どもたちの健やかな成長は私たちの大きな願いであり、子育て世代がいつでも安心して医療機関を受診できることは必要不可欠なことである。本来、子ども医療費助成制度は社会保障政策の一環として位置づけられるべきものであり、国や県の責任はますます重要となっている。

現在、子ども医療費助成制度をめぐり、愛知県内では入院・通院とも「中学校卒業まで無料」は53市町村（98%）が実施している。さらに、入院・通院とも「18歳年度末まで無料」は岩倉市を含む30市町村（56%）が実施し、入院の「18歳年度末まで無料」は51市町村（94%）が実施している。（令和5年8月1日時点、実施予定を含む）

厚労省の全国の実施状況調査でも、18歳年度末までの助成を行っている自治体は、入院で47%、通院で52%と、全国的にも増加している（令和3年4月1日時点）。

このような現状を鑑みれば、18歳年度末までを対象とした医療費助成制度を国の責任で創設することは全国民的な願いである。

子ども医療費助成に関し、全国知事会など地方3団体も、全国一律の子ども医療費助成制度の創設を国に求めている。

以上のことから、国において次の事項の改善を求める。

- 1 子育て支援の観点から、国の責任で18歳年度末までの医療費無料制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和　　年　　月　　日

岩倉市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣